

平成30年度第2回
八戸市介護サービス事業者集団指導
資料

平成31年3月22日
県健康福祉部高齢福祉保険課

目 次

1	介護職員等による喀痰吸引等行為の実施について	1
2	介護支援専門員に係る各種手続等について	7
3	アセッサー講習受講支援事業について	13
4	青森県介護サービス事業所認証評価制度について	14
<情報提供>		
	平成31年度介護人材支援関連事業一覧	19

介護職員等による喀痰吸引等行為 の実施について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

1 介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

平成22年 特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。
平成23年 平成24年度からの制度化に向け、県で喀痰吸引等を実施（口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）。

その他の経過措置としてALS患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

平成24年度 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、**「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所（登録特定行為事業者）**において、一定の条件（医師の指示等）のもとに、喀痰吸引等の行為（特定行為）を実施できることとなりました。
また、**平成24年度以前に研修を受けた介護職員（経過措置者）及び事業所も登録が必要**となりました。

平成28年度 介護福祉士国家試験受験における医療的ケア（講義と演習）の義務化

平成28年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加されました。

この改正を受け、県では、平成29年7月31日付けで「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるQ&A」を作成し通知しました。

※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要

2 喀痰吸引等の特定行為、研修、事業者の区分

喀痰吸引等の特定行為の区分

喀痰吸引

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

経管栄養

- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※半固形化栄養剤による経管栄養は実施していない（滴下のみ）。

※平成30年度から第1号、第2号研修において人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始

喀痰吸引等研修の区分

1. 第1号、第2号研修（不特定多数の者に喀痰吸引等を行うための研修）

(1) 第1号研修 5つ全ての特定行為ができる者

(2) 第2号研修 1つから4つの特定行為ができる者

高齢福祉保険課

2. 第3号研修（特定の者にのみ喀痰吸引等を行うための研修）

特定行為は特定の者に対応したもの

障害福祉課

事業者の区分

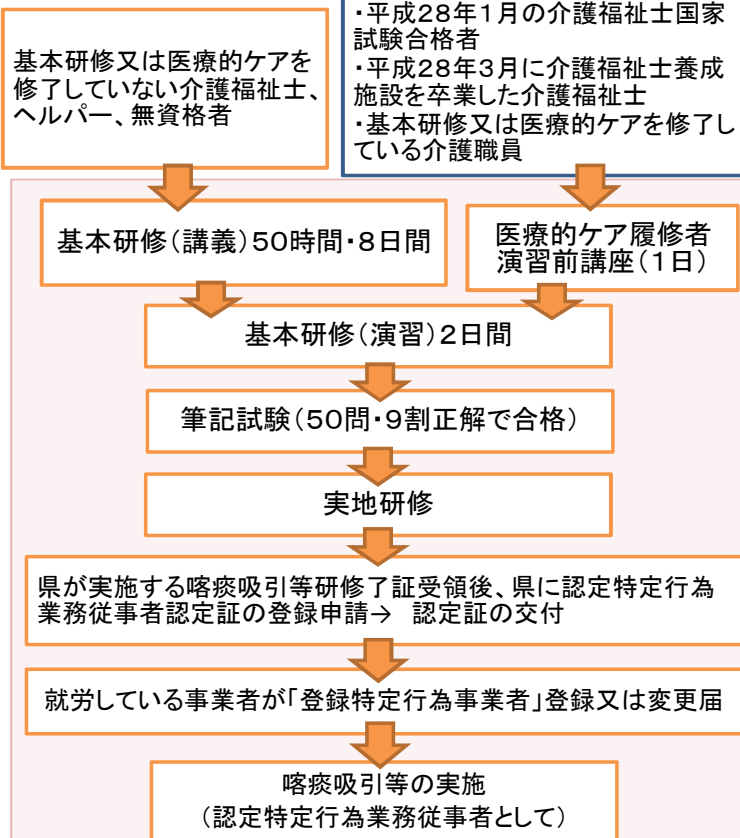
1. 登録特定行為事業者・・・認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者

2. 登録喀痰吸引等事業者・・・実地研修を修了した介護福祉士で（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者
（実地研修を修了していない介護福祉士（※）に対し、事業所で実地研修を行うことができる）

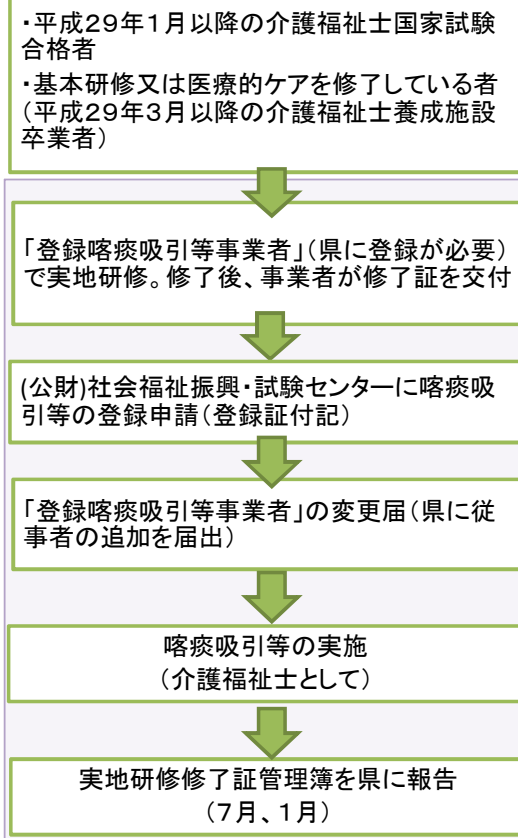
※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生に限る

3 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き（第1号、第2号研修）

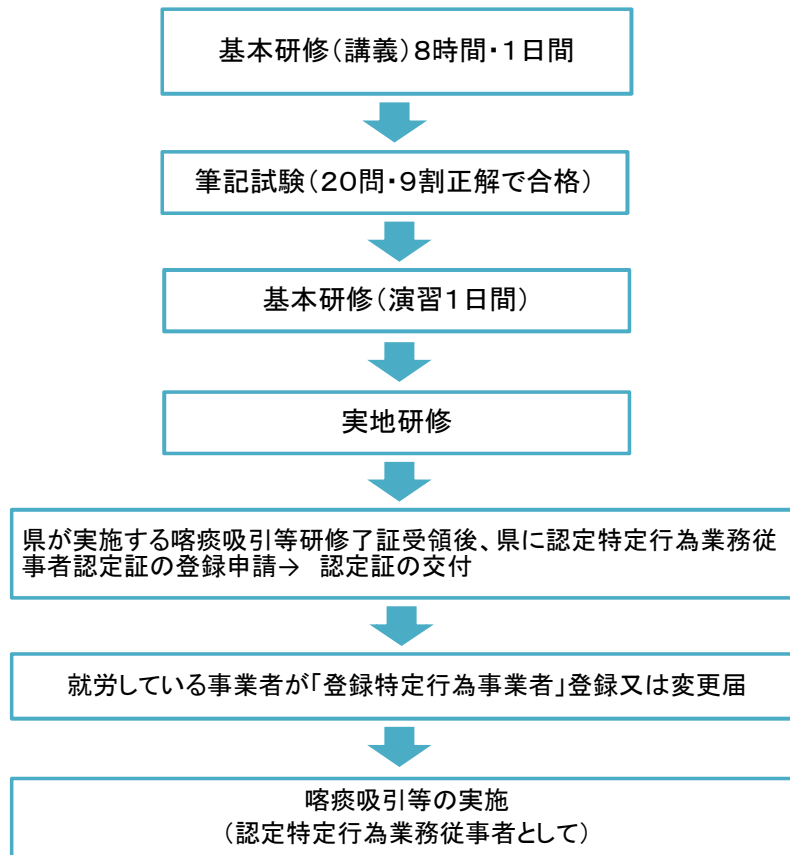
県が行う研修（H23～）



登録喀痰吸引等事業者が行う研修（H28～）



4 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き(第3号研修)



5 介護職員に関する手続

申請に必要な書類(新規申請)

	認定特定行為業務従事者(H24～)	経過措置対象者(H23まで)
1	様式1-1(第1号、第2号研修修了者用の申請書)	様式2-1(経過措置者用の申請書)
2	様式1-2(第3号研修修了者用の申請書)	様式2-2(事業所誓約書)
3	様式1-3(誓約書)	様式2-3(本人誓約書)
4	住民票	様式2-4(第三者証明)
5	喀痰吸引等研修修了証写 (施設の原本証明が必要)	様式2-5(実施状況確認書)
6		住民票
7		喀痰吸引等研修修了証写 (施設の原本証明が必要)

申請に必要な書類(行為の追加)平成29年度から

	認定特定行為業務従事者
1	様式1-6(第1号、第2号研修の行為追加申請書)
2	認定証の原本
3	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)

変更に必要な書類

	認定特定行為業務従事者(H24～)	経過措置対象者(H23まで)
変更	様式3-1(氏名、本籍、住所)	様式3-2(氏名、本籍、住所)
	変更事項前後の分かる資料(住民票や免許証の写しなど)	左同
再交付	様式4	左同
	県証紙 450円	左同
辞退	様式5-1	様式5-2
	認定証原本	左同

※結婚等により氏名が変わった場合は、変更届の提出が必要ですが、**再交付の申請は任意**です。

6 事業所登録に関する手続

申請に必要な書類(新規登録)

登録は、事業所・施設(サービス)ごとに必要となります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
1	様式6-1(事業者登録申請書)	左同
2	登記簿	左同
3	定款	左同
4	様式6-2(特定行為従事者名簿)	左同
5	様式6-3(事業者誓約書)	左同
6	様式6-4(事業者登録適合書類)	左同
7	事業者登録チェックリスト (各種規程、マニュアル等の添付)	左同
8	喀痰吸引等業務方法書	左同
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書
10		様式10(指導看護師名簿)

※ 既に登録特定行為事業者で、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を希望する場合は、2から8までは省略可

7 事業所登録に関する手続

変更等に必要な書類

項目	登録特定行為事業者 登録喀痰吸引等事業者
行為の追加	様式7(更新申請書)
登録時の内容の変更(※)	様式8(変更登録届出書)
登録喀痰吸引等行為の一部または全てについて、登録の必要がなくなった場合	様式9(登録辞退届出書)
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、県証紙450円

※ 届出の必要な変更内容

- ・開設者に関する事項(法人代表者氏名・住所等)
- ・事業所の名称・所在地
- ・認定特定行為業務従事者の変更(採用、退職)など

8 登録に関する留意事項

従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、**認定特定行為業務従事者の登録と事業者が登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録がなければ実施できません(研修を修了しただけではできません)。**

登録を受けずに特定行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることとなりますので、十分注意してください(社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1項第1号)。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています(平成31年2月1日現在)。

また、**職員の追加にかかる変更の届出が提出されていない事業者が見受けられますので、認定特定行為業務従事者の登録申請と同時に届出(様式8)の提出を推奨します。**

登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間を要する場合がありますので、事業開始予定日の1ヶ月程度前までに申請されることを推奨します。

登録喀痰吸引等事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。

なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は「登録喀痰吸引等事業者」の登録が必要となります。

9 平成31年度喀痰吸引等研修について

研修案内（第1号、第2号研修）

区分	対象者	募集開始	〆切予定
1号・2号研修	介護職員等	4月下旬	5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地研修前講座・演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事者（経過措置者は対象外）		6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	・1号、2号研修を受講する者で、人工呼吸器の行為の追加を希望する者 ・既に特定行為業務従事者であり、人工呼吸器の行為の追加を希望する者		5月中旬 6月下旬

平成31年度の研修は、4月下旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないため留意願います。

研修案内（第3号研修）

区分	対象	募集開始	〆切予定
3号研修	介護職員等	7月初旬	8月末
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		

平成31年度の研修は、7月初旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないため留意願います。

ホームページ

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html>

青森県喀痰吸引等関係登録について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuinnton-toroku.html>

青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html>

県庁ホームページ内で、「**喀痰 研修**」または「**喀痰 登録**」と検索してください。

問い合わせ先

高齢福祉保険課 介護人材支援グループ	電話 017-734-9298(直通)
	FAX 017-734-8090
障害福祉課 障害福祉事業者グループ	電話 017-734-9308(直通)
	FAX 017-734-8092

介護支援専門員に係る 留意事項について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

資料の内容

- 1 介護支援専門員の資格について
- 2 主任介護支援専門員の資格について
- 3 居宅介護支援事業所の管理者について
- 4 介護支援専門員実務研修における
実習受入協力事業所登録について

1 介護支援専門員の資格について


(1) 介護支援専門員証の有効期間

○交付を受けた**介護支援専門員証の有効期間は5年間**です。
(有効期間満了日は介護支援専門員証に記載しています。)

○有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に所定の研修を修了してから、有効期間の更新申請をしなければなりません。

介護支援専門員証のイメージ

【 表 】

介護支援専門員証	
	登録番号 020000000 見本
氏 名	青森 太郎
生 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇日
交 付 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日
有効期間満了日	平成〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
青 森 県 知 事

【 裏 】

< 注 意 >

- (1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

(2) 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合

○介護支援専門員証の有効期間が満了した場合、「登録」自体は失効しませんが、**介護支援専門員として仕事に就くことはできません。**

○仮に、介護支援専門員証の有効期限が満了した状態で、介護支援専門員の業務を行った場合、本人の介護支援専門員の登録が削除されることもあります。また、**事業所も人員基準違反で介護報酬の返還が発生する可能性があります。**

(3) 補足事項

○これまで、介護支援専門員証の有効期間の満了日が近づいた方等に対して、県から更新研修の案内を郵送でお知らせをしていましたが、今後、対象者個人宛の発送を行わない予定です。

(後述する、主任介護支援専門員の更新についても同様です。)

○介護支援専門員の更新研修は年に1回ですので、各自、県のホームページを確認するなどし、研修の受講漏れがないよう留意願います。

必要な情報・様式など、詳しくは青森県庁ホームページをチェック

青森県ホームページ

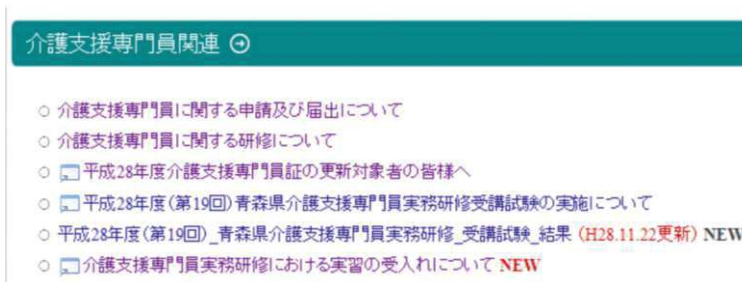
<http://www.pref.aomori.lg.jp/index.html>

- ① 青森県庁ホームページ内のサイト内検索に「介護支援専門員」や「実習受入協力事業所」と入力し検索



クリック!

- ② 検索結果から「介護保険情報」「介護支援専門員関連」のページへ



随時更新しています

2 主任介護支援専門員の資格について

- 法令改正により、平成28年度から、主任介護支援専門員の資格は更新制（5年間）となり、更新するためには、有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修（46時間）」を修了する必要があります。
- 有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了しない場合、主任介護支援専門員の資格は失効します。
- 介護支援専門員の有効期間が満了した場合、主任介護支援専門員の資格は失効します。
- 失効後、主任介護支援専門員の資格を取得するためには、再度「主任介護支援専門員研修」を受講しなければなりません。

主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合は、通常の介護支援専門員として業務を行うことができます。

【主任介護支援専門員の有効期間】

〔平成28年度以降は、主任介護支援専門員研修修了証明書に記載〕

研修修了年度	有効期間
平成18年度～平成23年度まで（経過措置対象）	平成31年3月31日
平成24年度～平成26年度まで（経過措置対象）	平成32年3月31日
平成27年度以降	研修修了日から5年間

【主任介護支援専門員更新後（更新研修修了後）の有効期間】

〔主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載〕

対象者	有効期間
平成28年度の主任更新研修 修了者	平成29年1月30日～平成34年3月31日
平成29年度以降の主任更新研修 修了者	初回の主任更新研修修了日（毎年度8月1日）から5年間（5年後の7月31日まで）

※ 注）主任介護支援専門員の有効期間は研修修了証明書に記載されています。
（主任介護支援専門員証はありません。）

3 居宅介護支援事業所の管理者について

○居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任介護支援専門員であることが管理者の要件になりました。

○ただし、平成33年3月31日までは経過措置中です。

○平成33年度からは、居宅介護支援事業所の管理者は全て主任介護支援専門員である必要がありますので、留意してください。

4 介護支援専門員実務研修における 実習受入協力事業所登録について

平成28年度から介護支援専門員実務研修において、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を居宅介護支援事業所等で行うこととなりました。

また、平成28年11月22日以降、居宅介護支援事業所が特定事業所加算を取得する要件として、介護支援専門員実務研修における実習について、実習生の受入協力体制を確保することが必要となりました。

つきましては、**特定事業所加算を取得される事業所は、実習受入協力事業所の登録申請**を行う必要があります。

(1) 実習受入れの対象事業所

- ① 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所
- ② 特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所
(主任介護支援専門員の配置が必須。)

(2) 手続きの流れ

- ① 特定事業所加算の算定を予定しており、実習受入れに協力可能な居宅介護支援事業所は、青森県高齢福祉保険課介護人材支援グループまで「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」(様式第1号)を提出する。
- ② 県は要件に適合する事業所を実習受入協力事業者として登録するとともに、申請者へ「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認(不承認)通知書」(様式第2号)を送付する。
(当該通知は特定事業所加算算定の届出を行う際必要となります。)
- ③ 特定事業所加算を算定する事業所は必要な書類を指定権者へ提出する。
- ④ ②により介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所は、青森県介護支援専門員協会(実務研修実施機関)から実務研修実習受入依頼があった場合、原則として受け入れる。

アセッサー講習受講支援事業について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

アセッサー講習受講支援事業について

<事業内容>

介護に係るキャリア段位制度におけるアセッサー（評価者）講習の受講者が所属する介護事業所（法人）を対象として、受講料（税抜）の補助を行います。

<補助金交付スケジュール(予定)>

	県からの通知等	補助対象事業者 (法人)
6～7月	県補助金交付要綱策定、 交付申請受付	交付申請書提出
12月	交付決定通知の郵送	アセッサー講習受講
1月		実績報告書提出
2月	補助金額確定通知の 郵送	請求書提出
3月	補助金の振込	

※キャリア段位制度とは？

職業能力を評価する仕組みで、事業所ごとにバラバラでない共通のものさしをつくり、介護職員の「介護の実践スキル」を評価し、その結果を基に介護の実践スキルレベルを認定する制度です。

※アセッサー講習とは？

国で定めた全国共通の介護の実践スキル評価項目を用いて、介護現場でスキルを評価する「アセッサー（評価者）」を養成する講習で、評価結果を用いたOJTを通じた人材育成方法についても学ぶ講習です。



キャリア段位制度等に関する詳しい内容はコチラ
<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

交付申請に係るお知らせや書類の様式は、県のホームページに記載しますので、以下のページを御覧ください。

「介護プロフェッショナルのキャリア段位制度」について（アセッサー講習受講支援）
http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_professional_career.html

青森県介護サービス事業所認証評価制度・認証事業所の御案内

【制度の目的】 ①質の高い介護人材の確保・育成 ② 利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供

●「介護サービス事業所認証評価制度」とは、

- ① サービスの質の向上を実践していること
- ② 職員を積極的に育成していること
- ③ 働きやすい職場づくりを推進していること
- ④ 地域と交流し、法令を守っていること



①～④に関する一定の基準をもって県が審査し、認証を付与するものです。

認証事業所

県が運営するホームページ上で「処遇改善・人材育成とサービスの質の向上に積極的に取り組む認証事業所」として情報を公表します。

介護サービス事業所の見える化

学生・求職者

就職にあたり知りたい情報がわかります。

介護職員

やりがいを持って働くことができます。

サービス利用者・家族

自分のニーズに合ったサービスを受けられます。

【認証事業所一覧】（H31.2.21現在、34法人）

No.	法人名	本部所在地	No.	法人名	本部所在地
1	(福)七峰会	弘前市	18	青森保健生活協同組合	青森市
2	八戸医療生活協同組合	八戸市	19	(福)みやぎ会	八戸市
3	(有)すかい	青森市	20	(株)相成	弘前市
4	(福)同伸会	八戸市	21	(福)桜木会	むつ市
5	(福)青森県すこやか福祉事業団	青森市	22	(福)和幸園	青森市
6	(福)青森社会福祉振興団	むつ市	23	(福)拓心会	五所川原市
7	(福)秋葉会	八戸市	24	(医)仁泉会	八戸市
8	(福)すすかけの里	青森市	25	(福)徳望会	階上町
9	(福)若菜会	五所川原市	26	(福)天寿園会	七戸町
10	津軽保健生活協同組合	弘前市	27	(福)素心の会	五戸町
11	(福)スプリング	八戸市	28	(医)サンメディコ	弘前市
12	(福)緑風会	平川市	29	(福)奥入瀬会	おいらせ町
13	(福)嶽陽会	弘前市	30	(福)津軽富士見会	弘前市
14	(福)寿栄会	八戸市	31	(福)三笠苑	平川市
15	(福)諏訪ノ森会	青森市	32	(福)八千代会	むつ市
16	(有)ベース	八戸市	33	(福)弘前豊徳会	弘前市
17	(福)柏友会	つがる市	34	(福)七戸福祉会	七戸町

◎認証事業所の詳細情報は下記ホームページでご覧いただけます。

かご応援ネットあもり <http://www.aomori-kaigo.net/>

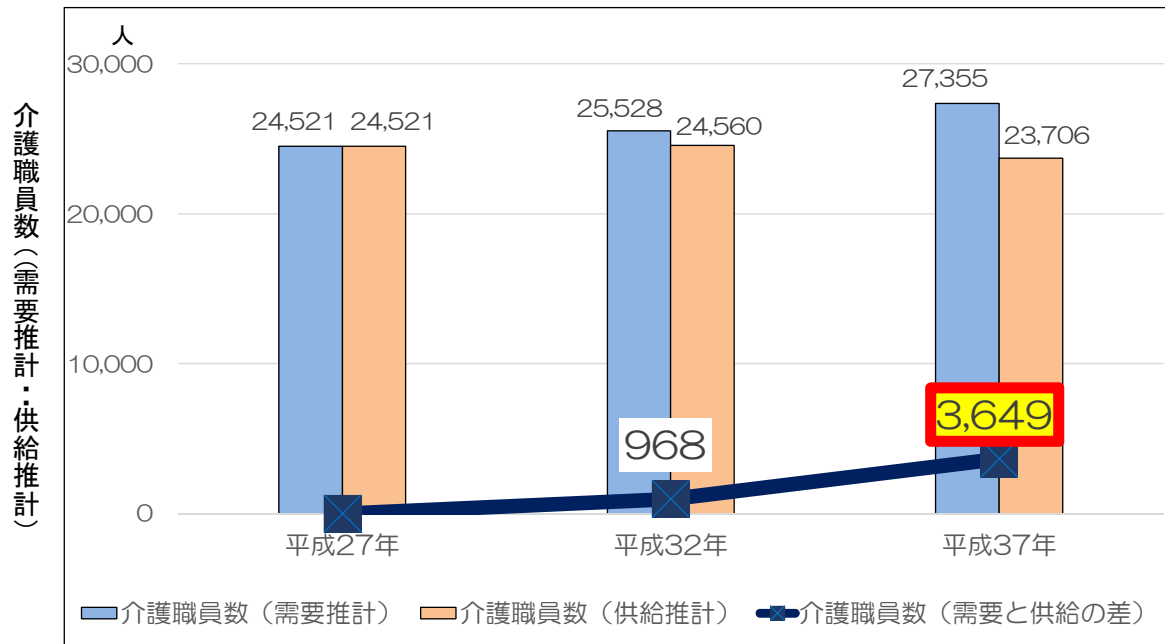
- 職員採用情報(給与、休暇、勤務体制等)
- 正職員情報(職員構成、勤続年数、定着率等)
- 採用後のキャリアアップ支援(研修、キャリアパス(=キャリアの道筋)等)
- 法人基本データ等



H31年2月現在
【参加宣言事業所】
147事業者
【うち、認証事業所】
34事業者

青森県の介護職員の需給推計

平成37年には、3,600人を超える介護職員不足が見込まれ、**介護職員の確保・定着は重要な課題**です。



※厚生労働省が作成した「介護人材需給推計ワークシート」を用いて推計。H27の介護職員数を基準としているため、グラフ上はH27の需給数が均衡しているが、実際は有効求人倍率は2倍近くまで上がり、半数近くの事業所で人手不足と感じている状況。

介護人材確保のためには、
介護サービス事業所における

働きやすい職場づくり

より魅力ある職場づくり

の取組が最も重要です。

→ぜひ、**認証評価制度**へご参加
くださるようお願いいたします。

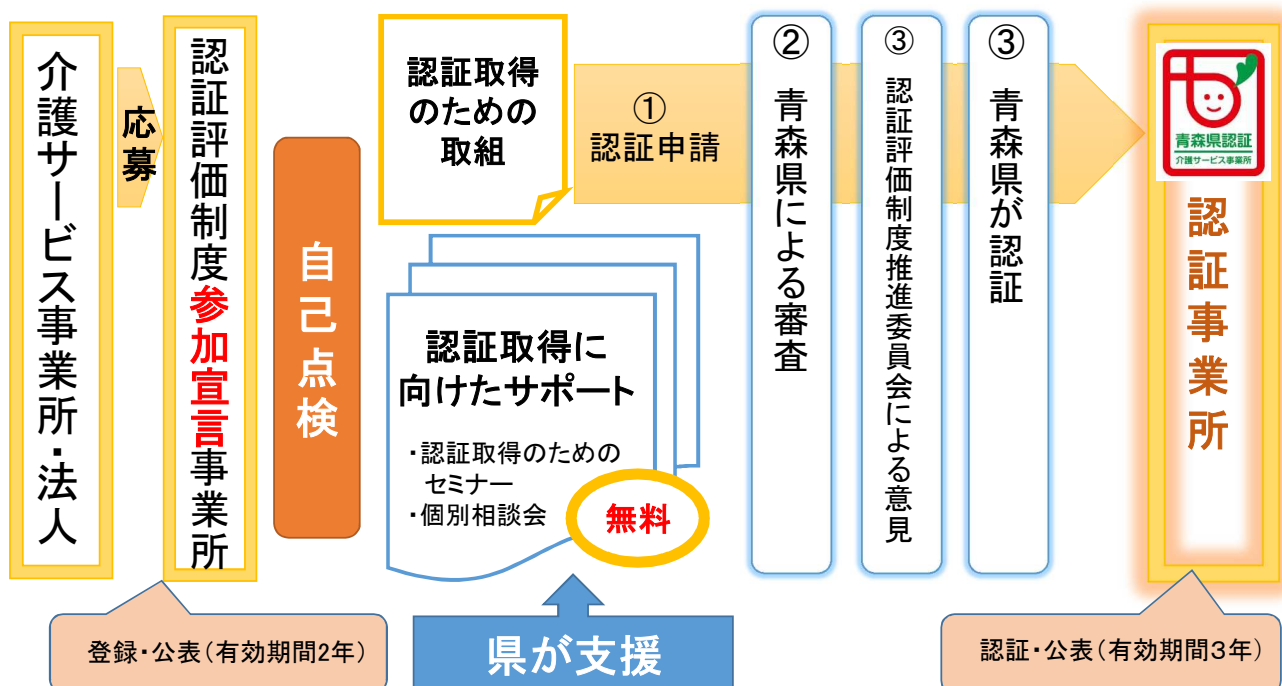
- まだ体制が整っていないから、参加宣言できない
→ **×** 支援メニューをご活用いただくことで、体制を整えることが可能です。
- 参加宣言期間中に認証を取れなかったらペナルティがある
→ **×** ありません。参加宣言を更新して取組を継続していただくことができます。

まずは**参加宣言**をして、
無料の支援メニューを活用して、
1つでも2つでも**体制整備**を！

※H31年度の支援メニュー詳細（セミナー日程等）は、決まり次第、各法人あて郵送、かいご応援ネットあおもりへの掲載等によりお知らせいたします。

認証評価制度の流れ

制度への参加は**手挙げ**方式＝**参加宣言**からスタート



参加宣言事業所を対象に**無料**で各種支援を実施

より魅力ある職場づくりに取り組む事業所への支援策

(1) ガイドブック等

項目	支援内容
自己点検シート	認証取得を目指す事業者が、各自の現状が容易に把握できるシートを配布
ガイドブック	認証評価制度の概要と認証取得に向けた具体的な取組をまとめた冊子を配布

(2) セミナー・個別相談

項目	支援内容
基礎セミナー	認証評価制度と評価項目の考え方を理解するためのセミナー
専門セミナー	認証基準を満たすために必要な制度の構築や計画の立案のためのセミナー ①給与制度、②労務管理、③新規採用者育成、④人材育成計画、⑤面談制度、⑥キャリアパス導入、⑦OJT指導者研修
参加宣言更新・自己点検セミナー	当該年度中に参加宣言期間満了を迎える事業所を対象としたセミナー
個別相談	認証取得に向けての課題整理、個別の課題についての助言等
現地個別相談	個別相談を活用の上、必要に応じて事業所に出向いて取組を支援

認証事業所のメリット

No	項目
1	県が実施する施設整備等の 各種補助金を優先的に採択
2	青森県介護サービス事業者等指導における 実地指導頻度の緩和
3	ホームページ「 かいご応援ネットあおもり 」で認証事業所として紹介
4	就職相談会 等において、求職者に対し認証事業所であることを周知
5	県主催の研修の優先的な受講決定
6	県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦
7	特定事業所集中減算除外要件 である正当な理由として考慮
8	介護職員の育児支援サービス利用等に対し、事業所が費用を一部負担する際の補助(青森県福祉・介護人材定着促進事業)
9	県内金融機関による 低利融資 (法人向け、従事者向け)

◆県はハローワーク等の関係機関と連携し、**認証事業所の人材確保・定着を重点的に支援**しています。



合同求職説明会→**認証マーク**で差別化



認証事業所単独の求人説明会(H28)
→求職者30名が参加！

●ハローワーク・福祉人材センター等と連携し**求職者に積極的に周知**

「カイゴ」の現場（青森県介護サービス認証事業所）を見に行こう！

「ナースクツァー（介護就職フェア）」

青森県が介護人材の確保育成と介護サービスの質の向上に積極的に取り組むと認定した事業所を見学します
 「介護職ってそんなに大変じゃないか？」「現場を見たいけどどこまでいいの？」「働いている人と話をしてみたい」と思ったらこの機会をお見逃しなく！！

11月10日（金）9：00～12：00
定員：コースにより異なり定員（先着順です）

【見学コース】
 ・市川コース（社） 秋田県「デイサービスセンター-結核野の家」
 ※市川コースは1社見学です。
 ・田向コース①（社） 青森県「あむかい寿楽荘」
 ② 八戸市産業定住圏協議会「あむかいの家」
 ※2社とも見学します。
 ・小中野一大久保コース①（社） スプリング「ケアプラザさざなみ」
 ②（社） 阿部会「特別養護老人ホーム緑苑」
 ※2社とも見学します。
 【乗員】市川コース-乗員1名1名（先着順）
 小中野一大久保コース-2名2名（先着順）

【必ずご確認ください】
 (1) 乗員への移動は指定されたバスを使用いたします。
 (2) 乗員・乗務場所は「八戸プラザホテル」です。
 (3) 参加費は「無料」です。
 (4) ①、②のいずれかコースで「参加費」を定額金とさせていただきます。

申込み方法

(1) 最新の「参加申込書」に必要事項を記入し、ハローワーク八戸へFAXしていただくか、郵送ください。なお、参加にあたってはハローワークへの登録が必須となります。参加申込書は提出される際、お手持ちの「ハローワークカード」をお持ちください。その旨お知らせください。
 (2) 「参加申込書」の受付が完了しましたら、後日「受付票」を送付いたします。
乗員の乗出しの要はございません。お忘れずにお持ちください。
 (3) コースにより乗員は異なりますが、いずれも乗務員での受付となります。実費となります。お振込に申し込みください。締め切り後の申し込みはキャンセルとなります。
 (4) 事情により参加できなかった場合など、**11月10日（金）**までハローワーク八戸までご連絡ください。
 ※乗員の連絡先については、後日お知らせいたします。

【問い合わせ先】ハローワーク八戸 福祉総合第二窓口 電話：22-1581・22-1582・FAX：0178-71-1381
 TEL：0178) 22-8609（部門コード：428）・FAX：0178) 71-1381



認証事業所限定バスツアー(H29～)
→求職者43名が参加！

●**かいご応援ネットあおもり**

<http://www.aomori-kaigo.net/>



青森県介護人材確保・定着支援サイト
 かいご応援ネットあおもり

介護の仕事の魅力と介護に関する情報をお知らせします。

TOP 学生・一般求職者の方 サービス利用者・ご家族の方 事業所の方 教育機関の方 お問い合わせ

● 認証事業所や介護職の魅力を紹介する

TV番組の制作・放映

※H30.9.22、H31.2.23に放映→
 過去の番組は上記ホームページからご覧いただけます。

働きやすい環境づくりに積極的に取り組む職場で安心して働こう

県が認証する事業所を Q 検索

● **介護福祉士養成施設・高校等への周知**

新規認証事業所情報、認証事業所一覧を県から送付

<介護福祉士養成施設アンケート結果（H30.7実施）>

「学生の就職先選択にあたり(又は学生に就職先を薦めるにあたり)重視していることは？」

→ **学校としては、青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証施設を薦めている。**
 （複数校から同様の回答）



別添「参加宣言書」をご提出の上、参加費無料のセミナーや個別相談等をご活用ください。

※H31年度の支援メニュー詳細（セミナー日程等）は、決まり次第、各法人あて郵送、かいご応援ネットあおもりへの掲載等によりお知らせいたします。

平成31年度介護人材支援関連事業一覧

No	分野	事業名	事業内容	実施主体
1	施設整備	地域密着型サービス等整備事業費補助	地域密着型サービス施設等の整備にかかる経費の補助	県・市町村
2		施設開設準備経費等支援事業費補助	施設の開設・設置に必要な準備経費の補助	県・市町村
3	参入促進	介護福祉士等修学資金貸付制度	青森県内の介護福祉士又は社会養成施設に入学する学生に対する修学資金の貸付(卒業後1年以内に資格取得し、介護福祉士等の業務に5年間従事した場合は返還全額免除)	県社会福祉協議会
4		介護職の魅力発信事業	介護職のイメージアップや介護職の普及啓発を図る「あおり介護の魅力発信フェスティバル」等の開催	県老人福祉協会
5		介護技術コンテスト開催事業	介護技術の向上とイメージアップを目指した介護技術コンテストの開催	県社会福祉協議会
6		福祉・介護人材確保対策事業費(福祉・介護人材参入促進事業)	福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるためのセミナー、職場体験、学校訪問や出前講座等による福祉・介護職のPR、初任者研修受講講費補助の実施	県(委託)・県社協など
7		介護人材発掘育成事業	介護現場での就労に向けて、介護未経験者や無資格者を対象として、基本的な知識を習得させるための研修の実施	県(委託)
8		福祉・介護人材マッチング機能強化事業	福祉・介護人材の円滑な参入と定着を図るため、施設・事業者等における求人ニーズ等の把握やフォローアップ等を実施する専門員の配置	県(委託)
9		外国人介護福祉士候補者学習支援事業	経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する候補者の日本語学習、介護福祉士資格を取得のための学習全般に必要な経費の補助	県
10		外国人介護人材受入環境整備事業【新規】	地域の中核的な外国人介護人材受入施設が行う介護技能向上のための集団研修等の実施に係る経費の補助	県
9	労働環境・処遇の改善	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	介護職員処遇改善加算の取得を促進するため、制度の周知・広報及び事業所への助言や研修会の開催	県(委託)
10		介護人材育成認証評価制度事業	職員の処遇改善、人材育成、サービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を県が認証する認証評価制度の運営	県(一部委託)
11		新介護職員応援イベント開催事業	入職3年未満の者や就職を希望する学生を対象とした新介護職員応援イベントの開催や介護のイメージアップを図るテレビ番組制作	県(委託)
12		介護ロボット導入支援事業	介護ロボット導入のための研修会の開催、介護ロボット活用による有効活用の検討、介護ロボットの導入補助	県社会福祉協議会
13		新採用介護職員人材育成・定着支援事業	離職率が高い新人職員の定着に向けて、先輩職員等が新人職員の相談・支援を行う制度を整備しようとする事業者を対象とした研修の実施	県老人福祉協会
14		介護事業所内保育施設運営費補助	介護施設・事業所内保育所の設置に係る運営費の補助	(対象事業所)
15		福祉・介護人材確保対策事業(福祉・介護人材定着促進事業)	介護助手の導入支援、育児支援サービス等を利用する場合の一部補助	県(委託)
16		あおりノーリフティングケア推進事業【新規】	県内の介護事業所でのノーリフティングケアを推進するため、推進研究会の設置・指導者養成・意識改革と体制づくり(管理者向け研修、事業所リーダー向け研修、先進モデル施設による成功事例の創出)を実施	県(委託)
17		介護事業所に対する業務改善支援モデル事業【新規】	生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するに要する経費に対して補助	県
18		介護事業所ICT導入支援モデル事業【新規】	介護分野におけるICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の補助及び普及推進のためのセミナーの開催	県(委託)

平成31年度介護人材支援関連事業一覧

No	分野	事業名	事業内容	実施主体
19	資質の向上 【キャリアアップ・雇用管理 等】	福祉・介護人材確保対策事業(潜在的有資格者再就業促進事業)	潜在的有資格者や子育て等のため離職した者に対する研修、職場体験等の実施	県(委託)
20		福祉・介護人材確保対策事業(福祉・介護人材キャリアパス支援事業)	福祉・介護人材の就労年齢や職域階層等に応じた知識や技術等を取得し、適切なキャリアパス、スキルアップ促進を図るための研修等の実施	県(委託)
21		アセッサ一講習受講支援事業	介護キャリア段位制度におけるアセッサ一講習を受講させるために事業所が負担した受講料に対する補助	対象事業所
22		チームワーク強化支援事業	介護事業所において、複数の介護者がチームとなって介護に当たる「チームケア」の推進に向けたスーパーバイザーの養成や派遣等の実施	県老人福祉協会
23		階層別研修事業	初任者、中堅、管理者向け介護従事者のための研修の実施	県老人福祉協会
24	【リハビリ・ケア アマネジメン ト】	介護支援専門員資質向上事業	介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修の実施	県
25		介護支援専門員等養成事業費	介護支援専門員の法定研修の実施	県
26		介護支援専門員地域同行型研修事業	小規模な事業所または経験の浅い介護支援専門員のため、他の事業所の主任介護支援専門員や必要に応じた医療系職員(理学療法士、作業療法士、栄養士、訪問看護師等)との同行による指導を行う事業の実施	県介護支援専門員協会
27		介護予防事業支援のためのリハビリテーション専門職養成事業【新規】	リハビリテーション専門職を対象として、市町村介護予防事業と適切に連携を進めるための資質向上に資する研修を実施	県理学療法士会
28	【認知ケア 等】	認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員育成事業	認知症初期集中支援チーム員研修及び認知症地域支援推進員研修への市町村職員等の派遣	県(委託)
29		介護従事者向け認知症介護研修事業	認知症介護に携わる介護職員等に対する基礎的なサービス提供のための研修等の実施	県(委託)
30		認知症ケアにかかる多職種連携研修事業	医療及び施設に勤務する介護職、看護職、OT、PT、栄養士など多職種参加による認知症ケアにかかる研修会の実施	県老人福祉協会
31	【医療介護連 携】	介護職員等医療的ケア研修事業	介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを行うために必要な研修の実施	県(一部委託)
32		医療介護連携調整実証事業	病院からケアマネジャーへの着実な引き継ぎを行うため、各圏域内において病院、ケアマネジャー、市町村が協議した共通の退院支援ルールの運用	県
33		医療介護連携介護職員養成モデル事業	介護の知識に加え医療の知識を有する介護人材の育成、資質の向上を推進するため、准看護師養成学校へ進学を希望する者に対する支援の実施	県医師会
34		「青森県型地域共生社会」に向けた保健・医療・福祉機能強化事業	市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象とした多職種連携研修の実施	県
35		介護施設における看護職員の資質向上推進事業【新規】	特別養護老人ホームに勤務する看護職員を対象として、入所者の健康的な生活を守り、支えていく資質を向上させるため、認定看護師を施設に派遣し、研修を実施	県看護協会
36	資質の向上 【総合事業・ 介護予防等】	地域包括支援センター職員等研修事業	地域包括支援センター職員等に対する必要な知識及び技能の向上を図るための研修の実施	県(委託)
37		生活支援サービス充実深化事業	生活支援コーディネーターの養成とともに、資質の向上を図るための研修の実施	県(委託)
38		訪問介護サービス提供責任者研修事業	訪問介護の現場を担うサービス提供責任者に対する研修の実施	県老人福祉協会

現状と課題

～介護の現場では～

- 働く上での悩み、不満、不安
～腰痛・体力に不安がある→35.5%
(平成29年度介護労働実態調査青森県版)
- 社会福祉施設における労働災害の約1/4
が腰痛 (H27年発生状況・青森労働局)
- 持ち上げない介護、ノーマリフティングケア
の研修は好評であるが、根付かない。
- リフトを導入しても活用されない。
→抱えた方が早い。福祉機器を使う抵抗感。

～利用者の立場では～

- 持ち上げる介護、引きずる介護による
・体が痛い、関節拘縮、褥瘡を招くという
身体的負担
- ・「介護職員に重い・きつい思いをさせて
いる」という精神的負担



課題解決に向けて

ノーマリフティングケア導入

- ①ノーマリフティングケアに取り組み意義や
目的、正しいケア技術と適切な機器活用
について学べる研修を提供
- ②組織全体で取り組む体制や風土をつくる
- ③実践施設による成功事例を創出

ノーマリフティングケアとは

介護する側・される側双方において安全で安心な

持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケア

=身体の間違った使い方をなくし、対象者の状態に合わせ、適切に
スライディングボードやリフト等の福祉機器を活用してケアを行う。



具体的な取組

1 (仮称)あおもりノーマリフティングケア推進研究会設置

- ・青森県のノーマリフティングケアをどのように進めるかを協議する研究会を設置
(施設代表者、学識経験者、職能団体等)

2 指導者養成

- ・ノーマリフティングケア指導者養成 (中央研修への派遣)

3 意識改革と体制づくり(組織を管理者と職員の両面から動かす)

- ①管理者向け研修
 - ・職場の労働安全衛生という視点を踏まえてノーマリフティングケアを推進する
必要性や期待される効果を伝える。
- ②事業所リーダー職員向け研修
 - ・力任せの介護が職員や利用者に及ぼす影響をしっかりと認識した上で、正し
いケア技術の習得や職場における課題分析と改善手法の検討を行う。
- ③先進モデル施設による成功事例の創出
 - ・組織全体でノーマリフティングケアを実践するモデル施設
 - ・組織全体で総合的なマネジメント研修を受講
 →エビデンスに基づく情報を発信し、ノーマリフティングケアを推進

期待される効果

- ①介護職員の負担軽減 (腰痛改善)
- ②利用者の状態改善
- ③業務の効率化
- ④介護職員確保・定着 (働きやすい職場)
- ⑤介護の仕事のイメージアップ

せつかくの、
資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



2017年
4月より

介護福祉士等の資格保有者を生涯支える 離職時の届出制度スタート

登録すると、復職支援のための **求人紹介** **技術研修** などのサポートも。

社会福祉法の改正により、2017年4月1日から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となりました。また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができます。さらに、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方もぜひ、ご登録ください。

対象資格・研修

介護福祉士

介護職員
初任者研修

介護職員
実務者研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・2級課程

旧介護職員
基礎研修

登録は
こちらから



全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター 都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

福祉のお仕事
FORUISHI-JOB SEARCH